

■ 4条1項11号

不服 2023-019269

<本願商標>

「T e m p u s」(標準文字)

第3類「化粧品」 第18類「かばん類, 袋物」

第21類「清掃用具及び洗濯用具」 第25類「被服」

第35類「織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

第43類「飲食物の提供」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標1:「てんぷす」(標準文字)

第43類「宿泊施設の提供, 宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ, 飲食物の提供, 会議室の貸与, 展示施設の貸与, 布団の貸与, 業務用加熱調理器具の貸与」

引用商標2:「てんぷす」(標準文字)

第35類「サプリメントの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, ティーシャツの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, マグカップの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, シェーカーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, ポーチの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 飲食物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する

便益の提供、食器類及び台所用品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

※引用商標 1 及び引用商標 2 をまとめていうときは、「引用商標」という。

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「Tempus」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は「時制」等の意味を有するドイツ語（「独和辞典 第2版」小学館）であったとしても、我が国で親しまれた外来語とはいえ、指定商品及び指定役務の取引者、需要者に直ちに特定の意味合いを認識、理解させるものとはいえない。

また、特定の意味合いを認識、理解させない欧文字からなる商標にあつては、英語読み風又はローマ字読み風に発音するのが一般的であるところ、本願商標の構成文字からは、一義的な称呼は特定できないものの、「テンパス」又は「テンプス」の称呼が生じ得るものといえる。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「テンパス」又は「テンプス」の称呼を生じるものであり、特定の観念は生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、いずれも、「てんぷす」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、我が国における一般的な辞書等に載録がないものであるから、指定商品及び指定役務の取引者、需要者において、特定の意味合いを認識、理解させない一種の造語とみるのが相当である。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「てんぷす」の称呼を生じ、特定の観念は生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標の類否について検討するに、両商標はそれぞれ上記（1）及び（2）の構成よりなるところ、外観においては、欧文字と平仮名とで文字種が異なり、両者の視覚上の印象も大きく相違し、判然と区別し得るものである。

次に、称呼においては、本願商標と引用商標は、「テンパス」の称呼を共通にする場合があるとしても、一方で、本願商標から生じる「テンパス」の称呼と引用商標から生じる「テンパス」の称呼については、全体が4音の短い音構成において第3音の「プ」と「パ」の差異が称呼全体に及ぼす影響は決して小さいものではないから、それぞれ一連に称呼した場合、両称呼は明瞭に聴別し得るものである。そして、本願商標と引用商標との類否を検討するに当たって、本願商標から生じ得る「テンパス」の称呼のみが決定的な影響を与えるというべき特段の事情は見いだせず、「テンパス」の称呼の共通性が、「テンパス」の称呼、及び上記の外観上の差異を凌駕するほど大きな影響を与えるものということはできない。

さらに、観念においては、いずれも特定の観念は生じないものであるから、比較することができない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、外観において判然と区別し得るものであり、また、称呼において「テンパス」の称呼は明瞭に聴別し得るものであり、「テンパス」の称呼を共通にする場合があるとしても、その共通性は称呼上及び外観上の差異を凌駕するほど大きな影響を与えるものとはいえず、さらに、観念において比較することができないものであるから、外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、本願商標と引用商標の指定商品及び指定役務が同一又は類似するとしても、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が、商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「Tempus」と引用商標「てんぷす」は、外観において判然と区別し得るものであり、また、称呼において「テンパス」の称呼は明瞭に聴別し得るものであり、「テンパス」の称呼を共通にする場合があるとしても、その共通性は称呼上及び外観上の差異を凌駕するほど大きな影響を与えるものとはいえず、さらに、観念において比較することができないものであるから、外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

複数の称呼が生じ得る商標の類否判断において、「複数生じる称呼の一において共通する場合があるとしても、その他の称呼において明瞭に聴別できる」などといった理由により、両商標が非類似と判断される審決が、近年はよく見受けられます。

この点、本事件では、本願商標からは「テンパス」又は「テンパス」の称呼が生じるとした上で、『本願商標と引用商標との類否を検討するに当たって、本願商標から生じ得る「テンパス」の称呼のみが決定的な影響を与えるというべき特段の事情は見いだせず、「テンパス」の称呼の共通性が、「テンパス」の称呼、及び上記の外観上の差異を凌駕するほど大きな影響を与えるものということとはできない』と、多少突っ込んだ認定がされています。

ただ、これをよく読んでみると、わかったようなわからないような、何だかもっともらしい言葉で若干ごまかされている印象を受けるのは当職だけでしょうか。

もし、引用商標が平仮名ではなく、カタカナの「テンパス」だった場合も、はたして同様の判断がなされるものなのか、個人的には気になるところです。

なお、インターネットで少し調べてみたところ、本願商標は、VTuberのユニットに関連した商標である一方、引用商標1は、沖縄の飲食店の商標であり、引用商標2は、同じく沖縄のサプリメント販売事業者の商標のようです。このような状況であれば、たとえ本願商標と引用商標が併存して登録され、使用されたとしても、出所の誤認混同等の心配はなさそうな気がします。

本審決からは若干、強引に非類似の方向にもっていった印象を個人的には受けますが、もしかすると、このような点も密かに考慮されたのかもしれない。

(弁理士 永露 祥生)

< 2024年9月13日 >